

令和5年度第11回あわらし農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和6年2月27日（火）午後1時30分から2時45分まで
2. 開催場所 あわらし市役所 3階 全員協議会室
3. 出席委員（12人）

会長	12番	丸谷	浩二
会長職務代理	2番	藤野	雄次
委員	1番	川端	伸造
	3番	北田	和彦
	4番	糠山	秀雄
	5番	舘	邦夫
	6番	松井	成樹
	7番	三上	将治
	8番	宮腰	茂雄
	10番	長谷川	太佑
	11番	林	恵子
	13番	北	廣見
4. 欠席委員（2人）

	9番	谷川	聡志
	14番	朝倉	雪
5. 議事日程
 - 第1 開会
 - 第2 会長挨拶
 - 第3 業務報告
 - 第4 議事録署名人の指名
 - 第5 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 現況証明願について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
 - 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
 - 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
 - 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告に

ついて

第6 その他

(1) 3月の農業委員会定例総会開催予定について

(2) その他

第7 閉会

6. 事務局 局長 山本 紹央
同補佐 高嶋 良子
主査 松村 邦弘
主事 後藤 夕子

7. 会議の概要

◇ 開会宣言

事務局： 皆様、お疲れさまでございます。定刻となりましたので、ただいまよりあわら市農業委員会定例総会を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、定例総会の開催に当たりまして、丸谷会長から御挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

◇ 会長挨拶

【会長 挨拶】

◇ 定足数の確認

事務局： それでは、本日の出席状況を御報告いたします。委員総数24名中、本日の出席委員は20名でございます。なお、9番谷川委員、14番朝倉委員、推進委員の堀川委員、南坂委員から欠席の届出がございました。したがって、委員総数の過半数の御出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、この会議が成立しておりますことを御報告申し上げます。

◇ 業務報告

事務局： 続きまして、日程第3「業務報告」を申し上げます。

【業務報告の朗読及び説明】

それでは、ここからの進行につきましては丸谷会長にお願いいたします。

◇ 議事録署名人の指名

議長： それでは、日程第4「議事録署名人の指名」を行います。本日の議事録署名人は、10番長谷川委員、11番林委員の両名にお願いいたします。

◇ 議 事

議 長： 日程第5、議事に入ります。

◇ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長： 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、御説明いたします。2ページにお進みください。

今回、3件の申請がございました。

1番につきましては、譲渡人は福井市の〇〇〇〇でございます。譲受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1名、申請農地は蓮ヶ浦地係の畑366㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。3ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。続きまして、番号2番につきましては、譲渡人は清間にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名、譲受人は古屋石塚の〇〇〇〇でございます。〇〇〇〇の耕作人員は10名、申請農地は古屋石塚地係の畑456㎡、古屋石塚地係の田4筆、合計1万5,307㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。4ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。3番につきましては、譲渡人は東京都府中市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。譲受人は柿原にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。〇〇〇〇さんの耕作人員は1名、申請農地は柿原地係の田80㎡でございます。売買による所有権の移転でございます。5ページの調書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると思われま

す。以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。まず番号1番につきましては、私が説明をいたします。

この土地は、〇〇〇〇が住宅と農地を所有し管理をしてたわけですが、その後、そこを引き上げたという形の中で、その後、〇〇〇〇さんが譲り受けて農地等を管理していくということで、問題はないと思います。

次、番号2番につきましては、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： これ、2月の5日の日に書類をもって説明を受けまして、この作る担当者も当地の方ということで、事務局の説明どおり、何ら問題ないと思われれます。

議長： ありがとうございます。

次に、番号3番につきましても私が説明をいたします。

この3番の農地につきましては、以前から〇〇〇〇さんが耕作をして、管理をしておりました。今、土地改良して整備をして出来上がりましたので、この際ということで所有権を移転するというところでございます。特に問題はないと思います。

それでは、これらの案件につきまして、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

御質問がないようですので、採決に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。よって、許可相当と認めます。

◇ 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長： 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、御説明させていただきます。6ページをご覧ください。

今回、案件としては1件の申請がございました。

番号1番と2番につきましては、譲渡人は中浜にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名、譲受人は福井市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては中浜地係の畑2筆で、登記地目は畑、面積は合計424㎡でございます。場所は中浜集落の南東側に位置しています。申請地の位置図付近図は7ページとなります。用途につきましては個人用住宅でございます。住宅の計画図は8ページと9ページとなります。こちら、事由につきましては、譲受人は所有権を移転し、申請地に個人用住宅を建築したいということでございます。こちらの農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため、第1種農地に該当します。第1種農地につきましては原則転用ができないとなっておりますが、例外規定に該当する場合、転用が可能でございます。今回は集落に接続して設置される住宅のため、例外規定に該当し、許可は可能と判断されます。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当の説明を求めます。番号1番、2番につきまして、関連をしておりますので、続けて7番三上委員、お願いいたします。

7 番： 今事務局の説明があったとおり、〇〇〇〇さんが福井から地元へ帰りたいということで、畑を埋め立てて宅地にするということで、何ら問題がないというふうに思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。
次に、本件につきまして、本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13 番： それでは、今日午前中、丸谷会長、それから事務局との3者で現地の確認をいたしました。ただいま事務局が申し上げましたとおり、何ら問題がないように思われます。
以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、この案件につきまして、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

御質問がないようですので、採決に入ります。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、県に進達するものといたします。

◇ 議案第3号 現況証明願について

議 長： 次に、議案第3号「現況証明願について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局： それでは、議案第3号「現況証明願について」、御説明させていただきます。11ページをご覧ください。

今回、案件としては2件の申請がございました。

番号1番につきましては、申請人は清間にお住まいの〇〇〇〇さんほか1名でございます。申請の土地につきましては古屋石塚地係で、面積は198㎡、登記地目は畑、現況は非農地でございます。場所はSHINDO石塚工場の南西約280mの位置になります。申請地の位置図付近図は12ページとなります。こちらの事由につきまして

は、申請地は昭和44年頃まで畑として利用されていましたが、同年に農機具等を保管する納屋が建築され、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことをごさいます。

続きまして、番号2番につきましては、申請人は加賀市にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請の土地につきましては熊坂地係の5筆で、面積は合計671㎡、登記地目は全て田、現況は非農地でございます。場所は金津インターチェンジの南東側約430mの位置になります。申請地の位置図付近図は13ページとなります。事由につきましては、申請地は昭和49年頃に住宅及び物置小屋が建築され、以後宅地として利用され現在に至っているとのことで、今回地目変更したいとのことをごさいます。

以上で説明を終わります。

議 長： それでは、地区担当委員の説明に移ります。番号1番について、8番宮腰委員、お願いいたします。

8 番： 現地見ましたけども、古くから農舎が建てられ利用されていた土地で、問題ないと思われまます。

議 長： ありがとうございます。

続いて、番号2番につきまして、11番林委員、お願いいたします。

11 番： 私もこちらのほうを見てきましたけれども、事務局の言うとおりで問題はないと思います。

以上です。

議 長： ありがとうございます。本件につきましても本日現地調査を行っておりますので、調査委員を代表して、13番北委員に調査結果の報告をお願いいたします。

13 番： この件に関しましても、ただいま事務局が説明しましたとおり、特に問題がないように思われまます。

以上です。

議 長： ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、御質問はありませんか。よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

御質問がないようですので、採決に入ります。議案第3号「現況証明願につい

て」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、承認することといたします。

◇ 議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について

議長： 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、御説明いたします。14ページにお進みください。

農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されたので、その決定を求めます。

1ページおめくりください。こちら、資料が、申し訳ありません、15ページと16ページ、反対となっております。大変失礼いたしました。

まず16ページをご覧ください。公告予定日につきましては令和6年2月29日木曜日でございます。借手は11人、貸手は19人でございます。利用権設定面積は、賃貸借が41筆、8万2,473㎡でございます。期間別内訳は、1年・2年・3年の田が11筆、1万4,493㎡、畑が6筆、1万5,422㎡、4年・5年・6年の畑が4筆、7,275㎡、10年の田が9筆、2万1,565㎡、畑が11筆、2万3,718㎡でございます。

15ページをご覧ください。集落別内訳につきましては、波松の畑が9筆、北野の田が11筆、山十楽の畑が2筆、北金津の畑が1筆、北潟の畑が2筆、城の畑が5筆、城新田の畑が1筆、熊坂の田が9筆、赤尾の畑が1筆でございます。利用権の移転につきましては4,567㎡ございました。所有権移転につきましては1件、下番の田が6筆ございました。

17ページにお進みください。1番につきましては所有権の移転でございます。譲渡人は下番にお住まいの〇〇〇〇さん、譲受人は下場にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。申請地は下番の田6筆で、合計1万2,800㎡でございます。利用目的は水稻で、権利の移転時期につきましては令和6年2月29日でございます。土地の対価につきましては640万円で、対価の支払い期限は令和6年2月28日でございます。対価の支払い方法は指定口座への振込でございます。

18ページにお進みください。こちらは集積計画の決定についてでございます。

2番から5番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑4筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、2番は令和6年3月1日から令和9年12月31日まで、3番から5番は令和9年2月28日まででございます。2番は新規設定、ほかは再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

19ページをご覧ください。6番と7番につきましては、借受人は瓜生の〇〇〇〇でございます。北野の田11筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり賃借料は、6番が1,000円、7番が8,000円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和9年2月28日でございます。再設定でございまして、用水費は借主負担でございます。

20ページまでまたがっております8番から12番につきましては、借受人は波松にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。波松の畑が5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和16年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

13番につきましては、借受人は山十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑が1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和16年2月28日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

21ページをご覧ください。14番につきましては、借受人は山十楽にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北金津の畑が1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は3,000円でございます。期間につきましては令和6年4月1日から令和8年3月31日まででございます。新規設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

15番につきましては、借受人は北潟にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。北潟の畑が2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和16年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

16番と17番につきましては、借受人は坂井市春江町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城の畑が5筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては、16番が令和6年3月1日から令和11年2月28日まで、17番が令和6年3月1日から令和16年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

22ページをご覧ください。18番につきましては、借受人は清王にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。山十楽の畑が1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和11年2月28日まででございます。再設定でございまして、用水費は貸主負担でございます。

19番につきましては、利用権の移転でございます。借受人は二面3丁目にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。城新田の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和

6年3月1日から令和10年2月29日まででございます。

20番につきましては、借受人は熊坂にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。熊坂の田が9筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たり米30kgでございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和16年2月28日まででございます。再設定でございます、用水費は借主負担でございます。

21番につきましては、借受人は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。赤尾の畑が1筆でございます。利用目的は果樹で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。期間につきましては令和6年3月1日から令和7年2月28日まででございます。新規設定でございます、用水費は貸主負担でございます。

これら全ての農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長： 本案について、御質問はありませんか。

澤田推進委員： 21番の果樹（ブドウ）で借りるというやつなんですけど、これ1年って、ブドウを作って、万が一そこへ木を植えて、借りる人にしたって1年でどうもならんやろうし、どういう考え。ここで何かブドウをするつもりではないんですか。

事務局： 営農計画書を出してもらってまして、1年間はこの中島浩二さんの名前で耕作する予定になってます。それから農業法人を立ち上げる予定となっております。

澤田推進委員： じゃ、また法人を立ち上げたら更新するというわけですか。

事務局： また更新というか、要件設定し直すことになるのかなと思います。

澤田推進委員： 分かりました。

議 長： ほかに御質問はありませんか。よろしいですか。

（質問、意見なし）

ほかに御質問がないようですので、採決に入ります。

なお、番号1番につきましては〇番〇〇〇〇委員が関係しておりますので、まずそれらを除く2番から21番について採決いたします。

それでは、議案第4号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について」、2番から21番について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、退席をお願いします。

(〇番〇〇〇〇委員退席)

それでは、番号1番について、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

〇〇〇〇委員、入室してください。

(〇番〇〇〇〇委員着席)

◇ 議案第5号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

議長： 次に、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、御説明いたします。23ページにお進みください。

あわら市から別添のとおり農用地利用集積計画が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法の規定によりその決定を求めるとともに、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見を求めます。

24ページにお進みください。公告予定日につきましては令和6年2月29日木曜日でございます。貸手は71人、利用権設定面積は219筆、43万3,051㎡でございます。集落別内訳につきましては、橋屋の田62筆、古屋石塚の田4筆、次郎丸の田1筆、清間の田114筆、池口の田28筆、二面の田1筆、布目の田1筆、仏徳寺の田1筆、牛山の畑2筆、国影の畑2筆、井江葎の畑2筆、番堂野の畑1筆でございます。

なお、橋屋地区、清間地区、池口地区におきましては、昨年当初より耕作者が変更することに伴いまして中間管理事業を使いたいとの相談がございまして、今回まとまったの貸付けとなっております。

25ページをお開きください。集積計画の決定についてでございます。ページ、またがっております。1番から14番までにつきましては、橋屋の田62筆でございます。利用目的は水稻で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は2,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

15番につきましては、古屋石塚の田4筆でございます。利用目的は水稻で賃借権

の設定、賃借料は市平均賃借料でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

16番から、ページがまたがっております。25番までにつきましては、次郎丸の田1筆、池口の田28筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、16番は10a当たり米40kg、ほかは10a当たり1万3,074円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

26番から、ページがまたがりまして81番まででございます。清間の田114筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は4,000円、8,500円、1万5,000円でございます。耕作予定者につきましては〇〇〇〇でございます。

続いて82番、83番につきましては、二面の田1筆、布目の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、賃借料につきましては、82番が10a当たり9,000円、83番が1万5,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

続いて84番につきましては、上番の田1筆でございます。利用目的は水稲で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万5,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

85番から、ページがまたがりまして89番まで、牛山の畑2筆、国影の畑1筆、井江菖の畑2筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たりの賃借料は1万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

90番につきましては、国影の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は1万円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇さんでございます。

91番につきましては、番堂野の畑1筆でございます。利用目的は野菜で賃借権の設定、10a当たり賃借料は8,000円でございます。耕作予定者は〇〇〇〇でございます。

これらの農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法に規定された要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議長： 本案について、御質問はありますか。

5番： 今の説明の中で、第4号議案のときは用水費の負担云々というのが書いてあるんですけども、今の場合はどうして用水費の負担のことの記載がないんでしょうか。

事務局： 以前から載せてはいなかったんですけども、なぜと言われますと、何か理由があるのか、そこにつきましては今ちょっと分かりかねますので、可能であれば載せたほうが良いということでしょうか。

5 番： いや、単純に疑問に思っただけなんです。どうしてここは載せないのかなという。

事務局： ここに載せるものについて、どんなふうに検討してこうなってるのかということも含めて、またちょっと確認はしてみます。すみません。

5 番： それと、48ページの91番の耕作予定者の特定非営利活動法人ということについて、ちょっと説明をお願いしたいなと思うんですけど。

事務局： この〇〇〇〇なんですけれども、平成20年に創業されたNPO法人でございまして、障害をお持ちの方たちと一緒に梨やブドウ、露地栽培の野菜を栽培して、観光ぶどう園に取り組んでいらっしゃるということで、平成28年には坂井農林総合事務所などの支援を受けて活動をされているというふうに伺っています。

5 番： 分かりました。

議長： よろしいですか。

ただいまの中間管理機構の用水費ですけど、当初から用水費を載せる項目がないんじゃないですか。地代しか。

事務局： ちょっと確認します。すみません。

議長： これは全く別の話ですけども、皆さん方も中間管理機構を通して耕作を受けてる方、多いと思うんですけども、地代を中間管理機構へ払って、用水費はどうしてなるんですか、皆さん方は。

5 番： 別途。

議長： でしょう。ですから、恐らくそうだと思うんです。中間管理機構は口座を通して地代だけを払っていると。用水費は別個お支払いをしてるんだらうなというふうに思ってるんですけども、どうでしょうか。

そのときの契約の仕方によって、何もなければ地代は口座から中間管理機構へ払って、用水費はまた別個にお支払いをしてるという方もおられると思うし、用水費込みで地代を決めてる方はそれだけで支払いは済んでるというふうになると思うんですけど。以前からそうやろうと思っはいるんですけど。

13 番： 中間管理機構は地代だけのやり取りだけで、細部にわたって用水費とかそういうもろもろの経費は契約書にも入っていない。

事務局： ごめんなさい、ちょっとよく分かってないんですけども、中間管理で土地を貸し付けて耕作者の方に耕作していただくときに、お互いの条件を合わせるような貸付申出書というものがあまして、それに地権者の方と今後耕作者になられる予定の方が共に判こを押して要件を合わせるみたいなものがあって、その中に何は御自分で負担しますかとか、このお金はどちらが負担しますかみたいなのを書くところがありまして、その中に、用水、水代のこととかもみんな書いてあるんですけども、それはあくまでもそういう条件の下で貸し借りが始まるということで、実際のお金のやり取りは地代しかないということですよ。

実際、賃借料の中に設定が水代を含めている方なんかもちよっといたりして。ただ、実際は賃借料ということでやり取りするんで、水代は入っていないって解するのが普通なんですかね。

議長： 今おっしゃるとおり、大体そういう認識でずっときているんだろうと思います。ですから、今後新たにそういったものを取り扱うときは、全てを含めて幾らかということも確認しながらしないと、いつまでもこんな状態が続くんだろうと思います。

事務局： はい。

議長： ですから、今地代を振り込むにしても、口座の振込料というのはかなりのウェイトを占めてきてますので、地代は中間管理機構にまとめて振り込んで払ってもらえますけども、用水費は別個にまた払うんだということになれば、何らいいところもないので、耕作者にとってはまとめて幾らと。用水費は地主さんが持つという話もありますので、そこら辺がはっきりするようなことにして契約を結ぶようにしてください。

事務局： はい、承知しました。

議長： ほか、質問よろしいでしょうか。

事務局： ちょっと今の補足で、すみません、両方とも農用地利用集積の計画書の様式で、よく似た、さっきの議案第4号のほうも同じような様式で、こちらは用水費が書いてあるのに、何で5号のここはないのかという御質問やったと思うんですね。そのほかの項目については同じような様式で、申請人とか土地の表示とかとあると。一

番最後の備考のところです。議案第4号のほうは備考となっていて、今回の5号のほうは耕作者予定というふうになっていると。ここの書きぶりがちょっと違うのでというのは、またちょっと事務局、先ほども言いましたが、ちょっと過去の経緯とか一回調べさせていただきまして、また回答させていただきます。

すみません、失礼しました。

議長： ほかに御質問はありませんか。

(質問、意見なし)

御質問がないようですので、採決に入ります。議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用集積等促進計画(案)について」、賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

ありがとうございます。全員賛成です。よって、決定することといたします。

◇ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の報告について

議長： 次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の報告について」、御説明いたします。49ページにお進みください。

今回、17件の届出がございました。

1番の届出につきましては、城新田の畑1筆でございます。権利取得者は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和3年10月26日、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのことでございます。

2番の届出につきましては、二面の田2筆でございます。権利取得者は国影にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成31年1月25日、相続による所有権の移転で、自己管理するとのことでございます。

3番の届出につきましては、笹岡の田18筆、畑3筆でございます。権利取得者は笹岡にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年1月16日、相続による所有権の移転で、自己管理するとのことでございます。

4番の届出につきましては、北金津の畑4筆でございます。権利取得者は大溝一丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は平成22年6月1日で、相続による所有権の移転で、自己管理するとのことでございます。

5番、6番の届出につきましては、花乃杜五丁目の畑3筆、北金津の田5筆、畑2筆でございます。権利取得者は春宮三丁目にお住まいの〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和5年5月2日で、相続による所有権の移転で、

自己管理するとのこととでございます。

7番の届出につきましては、清王の畑7筆、柿原の畑1筆でございます。権利取得者は清王にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和5年10月25日、柿原の畑は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

8番の届出につきましては、北疋田の田6筆、畑3筆でございます。権利取得者は北疋田にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和5年6月29日で、相続による所有権の移転でございます。自己管理するとのこととでございます。

9番の届出につきましては、北潟の田11筆、畑4筆でございます。権利取得者は北潟にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は平成24年10月4日で、相続による所有権の移転でございます。北潟の田は〇〇〇〇、北潟地係の畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

10番の届出につきましては、井江葭の田3筆、花乃杜五丁目の畑3筆、北金津の畑7筆でございます。権利取得日は令和6年1月27日、相続による所有権の移転で、井江葭地係の畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

11番の届出につきましては、宮前の田1筆でございます。権利取得者は坂井市三国町にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和6年1月26日、相続による所有権の移転で、〇〇〇〇さんが耕作するとのこととでございます。

12番の届出につきましては、井江葭の田11筆、畑10筆でございます。権利取得者は井江葭にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和5年8月1日で、相続による所有権の移転でございます。井江葭の畑1筆は〇〇〇〇、井江葭の田5筆は〇〇〇〇、井江葭地係の畑1筆は〇〇〇〇が耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

13番の届出につきましては、熊坂の田1筆、権世の畑1筆、権世市野々の田5筆、畑1筆でございます。権利取得者は権世市野々にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は平成29年12月22日、相続による所有権の移転でございます。熊坂の田は〇〇〇〇さんが耕作し、ほかは自己管理するとのこととでございます。

14番の届出につきましては、後山の田4筆でございます。権利取得者は後山にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和6年1月29日、相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのこととでございます。

15番の届出につきましては、城新田の畑1筆でございます。権利取得者は城新田にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和6年1月30日で相続による所有権の移転でございます。〇〇〇〇が耕作するとのこととでございます。

16番の届出につきましては、中川の田2筆、畑3筆でございます。権利取得者は中川にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。権利取得日は令和6年2月3日、相続による所有権の移転で、自己管理するとのこととでございます。

17番の届出につきましては、後山の田8筆、畑1筆でございます。権利取得者は福井市にお住まいの〇〇〇〇さん、権利取得日は令和5年6月18日で、相続による所有権の移転でございます。田は〇〇〇〇が耕作し、畑は自己管理するとのことでございます。

以上で終わります。

議 長： 本件について、御質問はありませんか。

5 番： 基本的な質問なんですけども、届出の受理年月日というのは、これは、実際に権利を取得した人が農林課のほうへちゃんとしときましたという、そういう書類を出して初めて事務局は了解するというんか、そういう形なんですか。

事 務 局： 届出の受理年月日といいますのは、所有権を新たに取得した方が農業委員会の窓口書類を出した日です。

5 番： 分かりました。それで、大概の人は相続ということで、亡くなってからすぐ手続きされてると思うんですけど、今この資料の中では、かなり昔に権利取得してるけども、届出が最近あったという事例が幾つか見当たるんですけども、今年のたしか4月から相続したときの届けはマストになってますよね。そうすると、権利取得者が農業委員会に出さなくても、当然相続登記は法律上しないといけないということなんで、そういったルートで事務局が把握するということはないんですかね。

事 務 局： 相続登記が入りますと、こちらのシステムのほうに反映はされるんですが、リアルタイムで反映されていくかっていいますと、タイムラグがありますので、実際登記が入って、すぐうちの農地台帳のほうに差し替わるかというところではないので、遺族の方、所有権取得した方の届出がやはり欲しいというところではございます。

5 番： じゃ、従来どおり届出出してもらおうという、そういう形になってるんですか。

事 務 局： はい、そうです。

5 番： 分かりました。

議 長： ほかに御質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、報告第1号を終わります。

◇ 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について

議長： 次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： では、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃借権の合意解約届出の報告について」、御説明いたします。57ページをご覧ください。

今回、1件の届出がございました。

番号1番につきましては、赤尾の田1筆で、賃借人は赤尾にお住まいの〇〇〇〇さんでございます。賃借人の都合により解約するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長： 本件につきまして、御質問はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

御質問がないようですので、報告第2号を終わります。

◇ その他(1)

議長： 次に、その他(1)「3月の農業委員会定例総会の開催予定について」、事務局の説明を求めます。

事務局： 3月の農業委員会定例総会の開催につきまして、3月26日火曜日1時半、開催いたしたいと思っております。いかがでしょうか。

議長： ただいま事務局から3月26日火曜日午後1時半開催という説明がありました。このことにつきまして、御意見はありませんか。よろしいですか。

(質問、意見なし)

ないようですので、事務局説明のとおり、3月の定例総会は3月26日火曜日午後1時30分から開催することといたします。

◇ その他(2)

議長： 次に、その他の(2)その他について、事務局の説明を求めます。

事務局： 【説明】

議長： ただいま事務局から、農業委員会の研修について、また親睦会費につきまして、また能登地震の義援金についての3点の説明がありました。このことにつきまして、

御意見等承りたいと思います。よろしいでしょうか。

取りあえず3月に報酬の中から3,000円集めさせていただいて、うち1,000円は能登地震の義援金として県のほうへ送りたいと思います。

ほかに御質問はありませんか。

(質問、意見なし)

ないようですので、その他(2)を終わります。

せっかくの機会でございます。何かありましたら承りたいと思います。

澤田推進委員： すみません、今さらながらかもしれませんが、議案で言うたら4号と5号に関わると思うんですけど、何か法律改正があって、農地の貸し借りが中間管理機構に集約されていくというようなのが農協か何かの紙に入っていましたけど、ちょっと教えていただけませんか。具体的にどうなってくるか。

議長： 分かりますか、事務局。

澤田推進委員： 今、移行か。何か去年の4月に変わったって書いてありましたけど。移行期間があるんやと思うんですけども。まだ実務的に、私もそれ、直接携わったことないもんですから、そういう手続に。

議長： 各農家の方の動向だろうと思うんですけど、そういったものが変わりますよというチラシがずっと入ってるんですね。昨年4月から、これから農地を貸し借りするときには、今までのような用紙じゃなくして、中間管理機構を通すか、第3条を用いてやるというようなことが書かれているんです。今もう今年6年ですから、聞くと1年間の猶予期間があると。ですから、今年3月いっぱいまでは今までのようなやり取りで田んぼの貸し借りができるんだと思うんですけども、それ以降は中間管理機構を通すかというような形だろうと思うんですけども、そのことについての質問だろうと思います。

事務局： 恐らく中間管理事業なんか使っていると、中間管理機構から先にお知らせのような形でチラシが多分行ってるところもあると思うんですけども、おっしゃるとおり、今後は、今、相対ということで、この議案の第4号「農用地利用集積計画について」ということで、こちらですと、今ですとA4の紙が1枚あって、それを出すことによって契約ということになっていたかと思うんですけども、今後は中間管理事業をどんどん使っていきましょうということにもう国の方針はシフトしていますので、中間管理を使うか、中間管理を使わないなら3条しかありませんよみたいなパンフレットが、実際中間管理機構が作って、それが出回ってるということですね。

実際機構のチラシのとおりでして、第4号に書かれているこの届出自体がもうなくなるということなので、今は経過期間と言って、まだ届出、今はまだできるんですけど、今後はもう中間管理を使うか3条で貸し借りするかという2択になりますよというのが国の方針です。

議長： よろしいですか。お分かりですか。
この猶予期間というのはいつまでなんですか。

事務局： 来年の4月からもうできませんので、それまでということになります。

議長： 来年の4月ということは、7年の4月ですか。

事務局： 7年の4月。

議長： 今年度いっぱいはいいいということだ。

事務局： はい。

議長： よろしいですか。今年度いっぱいは今までどおりできるということでございます。
来年からは、この届出はもうできませんので、中間管理機構を通すか、第3条にて。

浅井推進委員： 私、思ったのは、先月ですか、舟津の地面、みんな何か変わつとんがのう。
あれはこの流れの一環でやってるんじゃないんですか。

事務局： あれは実は全く関係ありませんで、舟津は耕地整理組合というものを自分たちで立ち上げていまして、そこがいわゆる中間管理事業がやっているような事業を行っている地域なんです。ただ、耕地整理組合の役員さんもだんだん高齢化してきまして、もう任せられるところがあるんなら任せたいということで、中間管理事業に今後はもう全て舟津の田んぼは任せて、耕地整理組合はいずれはなくしたいというような意向があるというふうに伺っています。

議長： そのほか、よろしいでしょうか。せつかくの機会でございます。

5番： すみません。先ほどの説明で懇親会と親睦会って別っておっしゃったと思うんですけど、これ、どう使い分けてらっしゃるんですか。

事務局： ちょっと名前もあれ。まず懇親会費のほうなんですけど、これは夏前に毎年恒例で行われてる親睦会1回と年明けに行われてる新年会、この2回を運営するために集めさせていただいてるのが懇親会費、懇親会会計です。これは、皆さん報酬をもらうたびに、5,000円、懇親会費として引かれています。

親睦会費というのは、ほとんど農業委員会の中の慶弔に関わる費用を出すためか、今回のように義援金や募金が必要になったときに、互いに互助するような形で集めているのが親睦会費です。これは毎年3,000円という規約があったんですけど、実際は毎年3,000円集めてはいなくて、初年度1回だけ3,000円を集めていたということです。すみません。

議長： ほか、よろしいですか。
(質問、意見なし)

◇ 閉 会

議長： ないようですので、以上をもちまして本日の会議を閉じたいと思います。どうもありがとうございました。

令和6年1月26日

議 長

委 員

委 員